

＜弁護士法人杉並民事家事商事法律事務所料金表＞  
 (税別。2022年5月11日以降委任契約締結事件に適用)

第1 経済的利益を目的とする請求

経済的利益の額 (例)	着手金	報酬金
200万円	25万円(当法人最低基準額)	30万円
400万円	25万円	54万円
500万円	29万円	63万円
1000万円	49万円	108万円
5000万円	189万円	402万円
1億円	339万円	708万円
※下記基準で算定します		
300万円以下の部分	経済的利益の7%	経済的利益の15%
300万円～3000万円の部分	経済的利益の4%	経済的利益の9%
3000万円～3億円の部分	経済的利益の3%	経済的利益の6%
3億円以上の部分	経済的利益の2%	経済的利益の4%

第2 非経済的利益を目的とする請求 (離婚等親族、解雇、近隣問題など)

内容	着手金	報酬金
交渉事件	25万円～(難易度に応じ)	25万円～(同)
調停・訴訟・審判事件	35万円～(同)	35万円～(同)
刑事事件	40万円～(同)	40万円～(同)

第3 申立て手続きの代行

内容	着手金	報酬金
後見申立	20万円～(難易度に応じ)	20万円～(同)
検認・相続放棄	15万円	15万円
登記	5万円	5万円

第4 その他

内容	着手金	備考等
内容証明による交渉	1通送付につき5万円	報酬金は第1第2と同じ
内容証明郵便提出(1通)	5万円～(難易度に応じ)	個人名は3万円～
契約書作成(1通)	10万円～(難易度に応じ)	簡易なものは5万円～
公正証書遺言作成(1通)	20万円～(遺産に応じ)	弁護士立会費用も含む
法律相談	30分につき5000円	初回は30分まで無料
顧問料	月額1万円～5万円	提供業務の内容に応じ